

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目 次(*については県例規集登載事項) (取扱課室名) ページ 〇 規則 *32 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課).....1 (人事課).....4 *33 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 *34 和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター設置及び管理条例施行規則 (環境生活総務課).....4 〇 人事委員会規則 *11 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 5 *12 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 5 *13 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 6 *14 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 6 〇 公安委員会規則 *2 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 7 〇 告示 (行政改革課).....8 *304 職員の駐在に関する告示 (青少年・男女共同参画課).....9 305 有害図書等の指定 306 保安林の指定 (森林整備課).....10 307 ") 11 308 保安林の指定施業要件変更予定)..... 11) 11 309 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明 310 保安林の指定施業要件の変更) 12 IJ)..... 12 311 " IJ) 13 312 " IJ (技術調査課).....13 313 建設業法に基づく営業停止処分 314 車両制限令による道路の指定 (道路保全課).....13 315 " (").....14 〇 選挙管理委員会告示 *37 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改 īF. 15 〇 訓令 *14 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政改革課).....16 *15 和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程 (環境生活総務課).....16 *16 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課).....17

規則

和歌山県規則第32号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則(昭和63年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

目次

第1章・第2章 略 第3章 地方機関

第1節~第9節 略

<u>第9節の2</u> 南紀熊野ジオパークセンター (第103条の2・第103条の3)

第10節~第37節 略

第4章 第5章 略

附則

(課の中に置く室等)

第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の 左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を 置く。

略	略
文化学術課	国民文化祭・障害者芸術文化祭 推進室
略	

2 · 3 略

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)

第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、 次のとおりとする。

環境生活総務課

環境生活総務課は、環境生活政策の総合調整を 行い、良好な環境の創出を図ることを任務とし、 次の事務を所掌する。

(1)~(22) 略

② 和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターに 関すること。

(24) • (25) 略

福環型社会推進課~食品・生活衛生課 略

第20条 自然環境室においては、環境生活総務課 の所掌事務のうち、前条環境生活総務課の項第 13号から<u>第25号</u>までに掲げる事務を所掌する。

2 · 3 略

第103条 略

第9節の2 南紀熊野ジオパークセンタ

(名称及び位置)

第103条の2 和歌山県立南紀熊野ジオパークセ

目次

第1章・第2章 略 第3章 地方機関 第1節~第9節

第10節~第37節 第4章・第5章 略 附則

(課の中に置く室等)

第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の 左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を 置く。

略	略
文化学術課	国民文化祭・障害者芸術文化祭 推進室
環境生活総務課	南紀熊野ジオパークセンター開 <u>設準備室</u>
略	

略

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)

第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、 次のとおりとする。

環境生活総務課

環境生活総務課は、環境生活政策の総合調整を 行い、良好な環境の創出を図ることを任務とし、 次の事務を所掌する。

(1)~(22) 略

(23) • (24)

循環型社会推進課~食品・生活衛生課 略

第20条 自然環境室においては、環境生活総務課 の所掌事務のうち、前条環境生活総務課の項第

13号から第24号までに掲げる事務を所掌する。 2 南紀熊野ジオパークセンター開設準備室によいては、環境生活総務課の所掌事務のうち、育条環境生活総務課の項第22号に掲げる事務(南 前 とに限る。)を所掌する。

3 • 4

第103条 略

ンター設置及び管理条例(令和元年和歌山県条例第8号)に基づき設置された南紀熊野ジオパークセンターの名称及び位置は、次のとおりと

<u>名称</u>	位置
和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター	東牟婁郡串本町

(任務及び所掌事務)

- 第103条の3 南紀熊野ジオパークセンターは、 ジオパークの調査、研究、保全及び普及啓発を 行うとともに、ジオパークを教育及び観光振興 に活用することにより、持続可能な地域の発展 に寄与することを任務とし、次の事務を所掌す
 - ____ジオパークの調査、研究及び保存に関する こと。_
 - <u>____。</u> ジオパークに関する資料の収集、保管及び 展示に関すること。 ジオパークに関する普及啓発に関すること

 - -ジオパークの教育及び観光振興への活用に 関すること。 (5) ジオパークに関する活動を行う団体又は個
 - 人の支援に関すること。 その他任務の達成に必要なこと。

(所長、課長等)

第212条 次の表の左欄に掲げる地方機関(振興 局を除く。以下この条において同じ。)の組織 に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、そ の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおり とする。

組織	職	職務
地方機関	所長(校にあった 場にあった 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人	略
略		

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の 表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ 同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同 表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
消防学校	略	略
南紀熊野ジオパークセンタ	<u>副センター</u> <u>長</u>	上司の命を受け、南 紀熊野ジオパークセ ンターに関する業務

(所長、課長等)

第212条 次の表の左欄に掲げる地方機関(振興局を除く。以下この条において同じ。)の組織 に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、そ の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおり とする。

組織	職	職務
地方機関	所長(校にあっては校長、 場にあっては、園にあっては、園になり、 では、大きいでは、 では、大きいでは、 では、大きいでは、 では、大きいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	略
略		

前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の 表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ 同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
消防学校	略	略

略略	<u></u> に従事する。		
	略		略

附則

この規則は、令和元年7月27日から施行する。

和歌山県規則第33号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則(昭和39年和歌山県規則第99号)の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項中「環境生活総務課南紀熊野ジオパークセンター開設準備室」を「南紀熊野ジオパークセンター」に、「作業靴」を「作業服」に改める。

附則

この規則は、令和元年7月27日から施行する。ただし、「作業靴」を「作業服」に改める改正規定は、 公布の日から施行する。

和歌山県規則第34号

和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター設置及び管理条例(令和元年和歌山県条例 第8号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

- 第2条 和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター(以下「センター」という。)の開館時間(以下「開館時間」という。)は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

- 第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(行為の禁止等)

- 第4条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) センターの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (3) 善良な風俗を乱し、又はセンターを利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく 迷惑をかけること。
- (4) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの利用を妨げる行為をすること。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターの利用を拒否し、又はセンターからの退去を命ずることができる。
 - (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
 - (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
 - (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
 - (4) 知事の指示に従わない者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者 (センターの損傷等の届出等)
- 第5条 利用者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに知事に届け出て、 その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第6条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

(委任)

第7条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれ を原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、令和元年7月27日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第11号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改 正 前
(研究職給料表の適用範囲) 第2条 研究職給料表は、次に掲げる機関及び部 課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をも って直接試験研究又は調査研究業務に従事する 職員に適用する。 (1) 略 (2) 南紀熊野ジオパークセンター (3)~(17) 略	(研究職給料表の適用範囲) 第2条 研究職給料表は、次に掲げる機関及び部 課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をも って直接試験研究又は調査研究業務に従事する 職員に適用する。 (1) 略

附 則

この規則は、令和元年7月27日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

	'							
	鳥獣保護セ ンター			所	長			を
	ンター							_ ~
								_
Γ								
	鳥獣保護セ			所	長			
	鳥獣保護セ ンター							リテコム・ム・フ
	南紀熊野ジ					事 務	長	に改める。
	南紀熊野ジ オパークセ ンター							
	ンター							
								1

附則

この規則は、令和元年7月27日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和元年7月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

環境衛生研			次 長		<i>¥</i>
環境衛生研 究センター					を
_]
環境衛生研			次 長		
環境衛生研 究センター					リテコム・ムフ
南紀熊野ジ			事務 長		に改める。
南紀熊野ジ オパークセ ンター					
ンター					
					1

附則

この規則は、令和元年7月27日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後						改正前						
別表	別表(第2条関係)					別表(第2条関係)							
₹	幾関	J		職		機	Ę		職				
H	略			略		略			略				
Þ	印	印 略			知東	略略略		略					
节	知 略 事		略			事部局	地	略					
) ji	可	方機関	鳥獣保護 センター	略			方機関	鳥獣保護 センター	略				
			<u>南紀熊野</u> ジオパー クセンタ 二	事務長									
	略						略						
H	略					略							
備	備考略												

附則

この規則は、令和元年7月27日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月26日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後			改正前	
別	表第2 (第10条	の 2 関係)	別	別表第2(第10条の2関係)	
	路線名	区間		路線名	区間
	略			略	
	一般国道24号	和歌山市嘉家作丁15番1から 和歌山市小松原通一丁目2ま で		一般国道24号	和歌山市西汀丁40番から和歌 山市小松原通一丁目2まで
	略	略		略	略
	一般国道24号	橋本市隅田町真土字戸立368 番1から和歌山市栗栖字硲谷 1004番1まで		一般国道24号	和歌山市出島字頭免104番1 から和歌山市栗栖字硲谷1004 番1まで
	略			略	
	一般国道42号	西牟婁郡上富田町朝来字峠20 33番1から田辺市稲成町字北		一般国道42号	田辺市新庄町字西橋谷46番11 <u>5</u> から田辺市稲成町字北皆代

和歌山県報 第24号

	皆代2838番1地先まで		2838番1地先まで
略		略	
主要地方道御坊中津線	御坊市塩屋町北塩屋字北湊70 3番2地先から御坊市熊野字 太田305番2地 <u>先</u> まで	主要地方道御坊中津線	御坊市塩屋町北塩屋字北湊70 3番2地先から御坊市熊野字 平野114番1地 <u>先</u> まで
略		略	

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

告 示

和歌山県告示第304号

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させ る場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、令和元年7月27日から実施する。

平成31年和歌山県告示第299号(職員の駐在に関する告示)は、令和元年7月26日限り廃止する。

令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 東牟婁振興局地域振興部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理 及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設 部 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかいの会計に関する事務

(3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい等	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サン ゴ台783-8	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設 部 畜産試験場 水産 試験場 串本古座高等 学校 串本警察署	担当のかい等の物品調 達に関する事務

2 振興局建設部の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	和歌山市西河岸町43 の1	西河岸詰所	和歌山市 海南市の一 部	道路及びその附属物の 維持修繕及び管理
	海草郡紀美野町下佐 々1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町 海南 市の一部	

和歌山県報 第24号

日高振興局建設部	日高郡日高川町川原 河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みな ベ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	1 土木事業の調査、
	田辺市本宮町本宮25 4の4	本宮駐在	田辺市の一部	測量、設計施行及び 監督 2 出願に係る土木事 業の調査、指導及び 監督
	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	道路及びその附属物の
	田辺市本宮町本宮25 4の4	本宮詰所	田辺市の一部	維持修繕及び管理

3 交通事故相談所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相	田辺市朝日ケ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する
談所	新宮市緑ケ丘二丁目 4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	事務

4 田辺産業技術専門学院の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県立田辺産業技術 専門学院	田辺市新庄町3353-9	分教室	情報システム科の職業訓練 に関する事務

5 世界遺産センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県世界遺産センター	伊都郡高野町高野山357	高野地域駐在	世界遺産の保全、活用及び 啓発に関する事務

6 林業試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川29 1	中辺路試験地	林業試験地における軽易な 栽培調査及び管理

7 水産試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、 研究及び管理

8 農作物病害虫防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務	
	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病害虫防除に関す	
除所	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	る事務	
	日高郡みなべ町東本庄14 16-7	みなべ駐在		

和歌山県告示第305号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等 として、次のものを令和元年7月17日指定した。

令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
雑 誌	ラジオライフ 8月号	09155-08	三才ブックス
月刊誌	裏モノJAPAN 8月号	01805-08	鉄人社
月刊誌	実話ナックルズ 8月号	04877-8	大洋図書
雑 誌	昭和ニッポン不思議な怪事件 Vol.3	20328-8/21	日本ジャーナル出版
雑 誌	怪奇ミステリー超不思議MAX	66237-92	ダイアプレス
コミック	ドラ 8月号	16695-08	コアマガジン
コミック	無敵恋愛エス☆ガール 8月号	08577-8	ぶんか社
コミック	OPERA Vol. 72	56461-65	茜新社
コミック	マガジンビーボーイ 8月号	18355-08	リブレ
コミック	ガトー 8月号	02619-08	一迅社
コミック	aya 8月号	18815-08	宙出版
コミック	オンブルー Vol.41	54933-65	祥伝社
雑 誌	電擊萌王 8月号	16367-08	KADOKAWA
雑 誌	別冊ラヴァーズ Vol.2	68541-24	大洋図書
雑 誌	ナックルズ極ベスト Vol.27	68541-34	大洋図書
コミック	まんが理不尽過ぎる現実 異常な国ニッポンDX	53455-73	コアマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若 しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第306号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字川合字古留133の1、字東谷136、大字北野川字坂無483
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振 興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第307号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字二澤字日浦谷339、342、342の1、352の1から352の3まで、353、353の1、354、355、字足谷307の2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振 興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第308号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第309号

令和元年和歌山県告示第218号(以下「告示第218号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
 - 岩出純子
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施 業要件

告示第218号のとおり

和歌山県告示第310号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第311号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第312号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第313号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をした年月日 令和元年7月18日
- 2 処分を受ける者
 - (1) 商号 株式会社山東組
 - (2) 代表者氏名 山東寛文
 - (3) 主たる営業所の所在地 紀の川市貴志川町北山513番地
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(特-30) 第2134号
- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- 4 停止を命ずる営業の範囲
 - 建設業の営業の全部
- 5 期間

令和元年7月27日から同月29日までの3日間

6 処分の原因となった事実

株式会社山東組及びその土木作業員は、その業務に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反し、罰金刑に処せられ、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第314号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
主要地方道 御坊中津線	御坊市熊野字平野114番1地先から御坊市熊野字太田305番2地先まで

2 指定する期日

令和元年7月31日

和歌山県告示第315号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車(以下「国際海上コンテナ車」という。)の重量及び長さの最高限度について、同項の規定の適用を受ける道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区間
和歌山県道16号和歌山港線	和歌山市湊字青岸坪1408番地先から和歌山市雑賀屋町東ノ丁64番地先ま で
和歌山県道138号和歌山野上線	和歌山市雑賀屋町東ノ丁71番地先から和歌山市田中町五丁目1番10地先 まで
和歌山県道145号鳴神木広線	和歌山市鳴神字四反田1013番1地先から和歌山市田中町五丁目2番7地先 まで
和歌山県道25号御坊中津線	御坊市塩屋町北塩屋字北湊703番2地先から御坊市熊野字太田305番2地先 まで
和歌山県道27号日高印南線	御坊市野口字堤574番3地先から御坊市野口字大谷口237番1地先まで

2 指定する期日

令和元年7月31日

3 通行方法

第1項に掲げる道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法は、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折に当たっての誘導

ア 次の表の第1欄に掲げる道路から第2欄に掲げる交差点(十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。)を左折して第3欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第17号に規定するものをいう。)又は自転車(以下「他の走行車両等」という。)との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の走行車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
和歌山県道25号御坊中津線	北熊野交差点(御坊市熊野字平野 地内)	御坊市道野口隠谷線
和歌山県道27号日高印南線	野口南交差点(御坊市野口字堤地内)	御坊市道野口隠谷線

御坊市道野口隠谷線	北熊野交差点(御坊市熊野字平野 地内)	和歌山県道25号御坊中津線
-----------	------------------------	---------------

イ 次の表の第1欄に掲げる道路から第2欄に掲げる交差点を右折して第3欄に掲げる道路に入るときは、 他の走行車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の走行車両等 の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
和歌山県道25号御坊中津線	北熊野交差点(御坊市熊野字平野 地内)	御坊市道野口隠谷線
御坊市道野口隠谷線	北熊野交差点(御坊市熊野字平野 地内)	和歌山県道25号御坊中津線
御坊市道野口隠谷線	野口南交差点(御坊市野口字堤地 内)	和歌山県道27号日高印南線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和元年7月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

伊都郡九度山町大字北又628の3番地 伊都郡高野町大字湯川406番地	北又児童会館湯川集会所	
伊都郡九度山町大字北又628の3番地	北又児童会館	ا _ن ادر ر
伊都郡高野町大字高野山26番地の3 伊都郡高野町大字相ノ浦349番地 伊都郡高野町大字細川471番地 伊都郡高野町大字細川198番地 伊都郡高野町大字中筒香235番地	鶯谷会館 元高野町立高野山小学校相ノ浦分校 元高野町立白藤小学校 元高野町立西細川小学校 元高野町立筒香小学校	を 」
伊都郡高野町大字高野山26番地の3 伊都郡高野町大字細川852番地 伊都郡高野町大字上筒香46番地	鶯谷集会所 西細川多目的集会所 筒香多目的集会所	ا ا
日高郡由良町大字里1126番地の3 日高郡由良町大字衣奈741番地の1	由良児童館 衣奈老人憩の家	<u></u> &

日高郡由良町大字里1126番地の3

由良児童館

に

改める。

訓

和歌山県訓令第14号

庁中一般

各地方機関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和元年7月26日

令

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後		改正前		
別	別表第 2 (第 3 条関係) 地方機関の長個別専決 事項		表第2(第3 事項	条関係) 地方機関の長個別専決	
	専決者	専決事項	専決者	専決事項	
	略		略		
	環境衛生研 究センター 所長	略	環境衛生研 究センター 所長	略	
	南紀熊野ジ オパークセ ンター事務 長	1 ジオパークの調査、研究及び保全に関すること。 2 ジオパークに関する資料の収集、保管及び展示に関すると。 3 ジオパークに関する普及啓発に関すること。 4 ジオパークの教育及び観光振興への活用に関すること。 5 ジオパークに関する活動を行う団体又は個人の支援に関すること。			
	略		略		
	備考略		備考 略		

附則

この訓令は、令和元年7月27日から施行する。

和歌山県訓令第15号

環境生活。部

和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター

和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。 令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程 (趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県職員服務規程(昭和63年和歌山県訓令第6号)第3条第6項及び第3条の3第3項の規定に基づき、和歌山県立南紀熊野ジオパークセンターに勤務する職員(以下「職員」という。)の勤務時間等について定めるものとする。

(職員の勤務時間等)

- 第2条 職員の勤務時間及び休憩時間については、週休日を除き、次の各号に定めるところによる。
- (1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。
- 2 前項の週休日は、4週間を通じ8日の範囲内で和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター事務長(以下「事務長」という。)が定める日とする。ただし、再任用短時間勤務職員の週休日は4週間を通じ16日の範囲内で事務長が定める日とする。
- 第3条 事務長は、業務の都合上やむを得ない場合には、前条第1項に規定する日の勤務の開始時刻及び終 了時刻を変更することができる。

(休日の勤務)

第4条 職員には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第9条の規定にかかわらず、同条に規定する日であっても、事務長が必要と認める場合には勤務を命ずるものとする。

附則

この訓令は、令和元年7月27日から施行する。

和歌山県訓令第16号

庁中一般 各かい 各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程(平成10年和歌山県訓令第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改 正 前		
別表第 2 (第14条関係) 会計局総務事務集中課及び各振興局の集中調達 物品の調達に関する所管		別	会計局	(第14条関係) 総務事務集中課及び各振興局の集中調達 調達に関する所管	
区分	所管するかい等		区分	所管するかい等	
略			略		
東振場	東牟婁振興局 南紀熊野ジオパークセンター なぎ看護学校 畜産試験場 水産試験場 土砂災害啓発センター東牟婁教育支援事務所 串本古座高等学校 新宮高等学校 新宮高等学校 新知高等学校 みくまの支援学校		東接	東牟婁振興局 なぎ看護学校 畜産試験場 水産試験場 土砂災害啓発センター 東牟婁教育支援事務所 串本古座高等学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校	

附	則	
この訓令	令は、	令和元年7月27日から施行する。